
魚沼市人権教育・啓発推進計画実施計画実績報告

(令和3年度)

第2章 人権教育・啓発の推進 【1 就学前教育・学校教育における人権教育の推進】

施策の方向	(1) 児童・生徒が様々な人権問題に対する正しい知識を深め、人権尊重の意識を高めるとともに、差別や偏見を許さない、互いの個性や多様性を認め合う学校、学級づくりを進めます。						
	(2) 教職員・保育士等が人権尊重の理念について十分な認識を持ち子ども達に向き合っていけるように、教職員・保育士等の人権問題に対する教育的資質や指導力を向上させる取組を進めます。						
	(3) 核家族化、地域住民とのつながりの低下などの社会環境の変化により、児童虐待が問題となっている現状を踏まえ、人権教育は学校だけではなく、家庭への支援や地域等との連携で進めていきます。						
番号	事業名	事業目的	事業内容	事業実績	当初予算額(千円)	決算額(千円)	所管
1	(再掲) 教育支援事業(H30～) (人権教育総合推進地域事業H27～H29)	人権教育同和教育を推進するため、学校教職員等を対象とした研修会などを実施し、同和問題についての正しい理解を深めます。	<ul style="list-style-type: none"> 学校の授業等における人権教育、同和教育の推進 教職員等を対象とした研修会等の実施 教職員の同和教育研修会の参加 第72回全国人権・同和教育研究大会への参加及び参加各校への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 中学校区ごとに研修会を実施 ・魚沼北中学校区…講演会ほか ・広神中学校区…講演会 ・湯之谷中学校区…講演会 ・小出中学校区…講演会 ・堀之内中学校区…授業研究、中学校区9年間の指導計画確認 	300	300	教育委員会 事務局 学校教育課
	該当する施策の方向	(2)	<ul style="list-style-type: none"> 全教員が1回/年は人権教育、同和教育に関する研修会に出席します。 研修会で理解を深めたと回答する参加者を90%とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 取組内容・結果 	<ul style="list-style-type: none"> 評価(成果) 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度はコロナ禍により紙面研修となったところもありましたが、3年度はほとんどの中学校区で講演会を実施することができました。 コロナ禍であっても全ての教職員が人権教育、同和教育の推進のために正しい知識を身に付けられるよう、各中学校区でそれぞれ工夫し、取り組んでいました。 アンケートでは、研修会により理解が深まったと回答した参加者は95.6%で、人権教育の充実に寄与することができたものと考えます。 全人教大会は中止となり、代替となった県内の報告会も人数制限がありましたが、参加者は県内各地の実践を通じて有意義に研修を行うことができたことから、引き続き積極的な参加を促していきます。 	

	<p>学級づくり支援事業</p>	<p>教育実践の基盤である学級集団を親和的な学級集団に育成することにより、学力向上といじめ・不登校の出現率の低下を目指します。</p>	<p>・WEBQU検査(児童生徒に学校生活や自分の気持ちなどを答えてもらうことにより個人や学級集団の様子を理解することができる標準化されたアンケート)の実施 ・教職員等を対象とした研修会の開催 ・各学校の校内研修支援 ・多様性を認め合い、主体的な学びを促す学級集団づくり</p>	<p>・WEBQU検査(児童生徒に学校生活や自分の気持ちなどを答えてもらうことにより、個人や学級集団の様子を理解することができる標準化された調査)を実施しました。 ・WEBQU検査結果を活用し、多様性を認め合い、主体的な学びを促す学級集団づくりを支援しました。 ・教職員を対象とした研修会を開催しました。 ・各学校の校内研修を支援しました。</p>	<p>4,658</p>	<p>4,256</p>	
	<p>該当する施策の方向</p>	<p>(1)</p>					
<p>2</p>	<p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・QUTテスト学級満足群の割合が70%以上となる学級の割合の目標値 小学校 75% (R2実績67%) 中学校 70% (R2実績71%) ・不登校による30日以上欠席者の出現率 小学校 目標0.25%(R2実績0.47%) 中学校 目標2.00%(R2実績3.12%) (全国・県平均より低い数値) 	<p>取組内容 ・結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・WEBQU検査満足群の割合(R3実績) 小学校 61% 中学校 70% ・不登校による30日以上欠席者出現率(R3実績) 小学校 実績 0.28 中学校 実績 4.98 	<p>評価(成果)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学級満足群70%以上の割合は、中学校では目標値に達しましたが、小学校は達しませんでした。長引く新型コロナウイルス禍で、事業を計画どおりに進めることができなかったことが原因の一つと考えられます。感染症対策を取りながらも、「温かい学級づくり」を継続し、かわりを大切にしながら、一人一人の多様性を認め、尊重し合い、主体的に学ぶ学級集団として質を向上させることが求められます。 ・不登校の出現率は、小学校は全国、県平均を下回りましたが、目標値を達成できませんでした。中学校は目標値を達成できず、増加傾向になっています。引き続き、未然防止・即時対応を行うこと、一人一人に寄り添った対応をすることが必要です。 		<p>教育委員会 事務局 学校教育課</p>

3	ひきこもり対策支援事業		関係機関との連携を図りながら、ひきこもりの実態把握をし、相談支援につなげていきます。予防的観点を踏まえ、温かい学級づくりや不登校対策と連携します。		<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員等に実態把握の協力依頼をするとともに、相談窓口周知のため広報活動に努めます。 ・庁内関係部局、社会福祉協議会等との情報共有、支援の調整、相談業務を適宜行います。 ・家族教室の実施を昼、夜の2コース実施するとともに夜間の不登校ひきこもり座談会の実施、社協事業やサポステの活用を勧めます。 ・予防的観点から不登校対策等と連動します。 		<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍において民生委員・児童委員の活動自体が制限される状況の中、9月の地区民児協定例会に6地区回ることが出来ました。 ・事業や事例の情報共有をしながら、調整、相談業務を行うことが出来ました。 ・コロナ禍という厳しい状況でも、SSWからの紹介で小中学生の保護者等の参加やメール配信による広報で高校生の保護者の参加がありました。 ・不登校対策の担当職員と学校訪問や保護者対応等行ってきました。 ・市町村プラットフォームについて福祉支援課と検討し自立支援調整会議の活用を図る方向にすることが出来ました。 		268	180	教育委員会 事務局 学校教育課
	該当する施策の方向		(3)								
	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり当事者や家族からの相談に応じ、関係機関と連携して適切な支援につなげていきます。 		相談訪問状況 保健師2人で実35人(児童生徒実16人含む) 延べ207回 ボランティア訪問 実2人2月1回程度 延べ13回	評価 (成果)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応について、件数は少ないものの、関係部署や社会福祉協議会など関係機関と連携しながら対応でき、必要な支援につなぐことができました。今後も継続して対応することで、誰もが暮らしやすい環境づくりを行っていきたいと考えています。 					

第2章 人権教育・啓発の推進 【2 生涯学習における人権教育の推進】

施策の方向	(1) 人権に関する講座を充実させるとともに、家庭教育や公民館事業など地域の実情に応じた多様な学習機会を提供します。また、地域における人権教育の指導者の養成を目指します。						
	(2) 学校教育と社会教育が相互に連携を図りつつ、人権教育、同和教育を一層充実させるため分野別の人権研修を行い、市民参加を広げます。						
	(3) 幅広い年代が参加できるような教育内容の検討と情報提供の創意工夫を進めます。						
番号	事業名	事業目的	事業内容	事業実績	当初予算額(千円)	決算額(千円)	所管
1	(再掲) 生涯学習推進事業 (市民人権講座)	さまざまな立場からの人権を学び、人権について当事者意識を高めます。	・一般市民を対象に講演会形式の学習講座を実施します。	・2月のうおぬま市民大学での講演会を計画していましたが、外部講師を招いての講演会は困難との判断に至り、中止としました。 ※予算額、決算額は講演会に係る経費のみ記載。	80	0	教育委員会事務局 生涯学習課
	該当する施策の方向	(1).(3)					
	目標	・人権講演会(参加者120人)過去実績において、もっとも多かったH30年度の実績と同数程度を目標とします。	取組内容・結果	・新型コロナウイルス感染症の影響により講演会が実施できませんでした。	評価(成果)	・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、講演会の開催ができませんでしたが、学習機会の提供及び情報提供のために、今後も引き続き本事業を行い、人権問題に関し、幅広い世代が参加できるような周知啓発に努めます。	
2	(再掲) 生涯学習推進事業 (人権教育講演会)	市内の高校と連携して人権教育を推進します。	・堀之内高校と小出高校と共催で、生徒対象の人権教育講演会を開催します。	堀之内高校との共催により、講演会の市民周知を行い、市民からの参加を促しました。 ※講師経費として予算措置したが、県が経費を負担したため決算額は0。	60	0	教育委員会事務局 生涯学習課
	該当する施策の方向	(2)					
	目標	・市内の高等学校全校生徒の参加を目標とします。	取組内容・結果	生徒・保護者他 156人	評価(成果)	・新型コロナウイルス感染症の影響により、小出高校との共催による講演会は開催できませんでしたが、12月に堀之内高校において「外国にルーツを持つ人との共生」と題した講演会を実施し、若干の欠席者はありませんでしたが、ほぼ全生徒が参加することで人権教育を行うことができました。今後も生徒や保護者が人権問題に対する正しい理解を身につけられるよう事業を継続していきます。	

第2章 人権教育・啓発の推進 【3 企業・団体における人権教育・啓発の推進】

施策の方向	(1) 雇用や就労におけるあらゆる人権問題の解消と人権が尊重された職場づくりの推進のため、関係機関等と連携して企業に対する啓発を推進します。						
	(2) NPO法人や福祉団体などの活動は市民との協働や市民生活との関わりが深いことから、常に人権尊重の視点で活動することができるように、各々の団体に対する啓発を推進します。						
	(3) 高い人権意識を身に付け、常に人権尊重の視点で職務を遂行する職員を育成するため、市職員の人権教育に計画的に取り組みます。						
番号	事業名	事業目的	事業内容	事業実績	当初予算額(千円)	決算額(千円)	所管
1	中小企業人材育成支援事業	市内の中小企業の優秀な人材の育成及び定着化を支援し、資質の向上、能力開発、技術力向上等を図るとともに人権が尊重された職場づくりを推進します。	・市内中小企業等を対象にした合同人材育成事業(市主催研修会)の実施	・新入社員等合同研修会(ビジネスマナー、ビジネススキル、タイムマネジメント)を実施しました。 ※新入社員等合同研修会を含めた全体予算額の中で調整し実施したことから決算額が予算額を超過。	660	825	産業経済部 商工課
	該当する施策の方向	(1)					
	目標	<p>※人権が尊重された職場づくりに向けては、職場内の良好な人間関係を築くことが重要で、そのためには自らも意識して取り組んでいくことが大切なことから、アンケートの回答の中でそこに結び付くコメントがある場合「気づき」と判断</p> <p>・市主催研修会参加者の理解度を100%とします。 ・研修での「気づき」をコメントする人の割合を10%とします。</p> <p>人権尊重啓発も含めた研修の習熟成果を受講者の理解度をアンケートにより測定することとし、受講者全員が理解する100%を目標としました。 更に、研修での理解を踏まえて、発展的な「気づき」を持った人の割合10%を目標を超える達成度の指標としました。</p>	<p>取組内容</p> <p>・結果</p> <p>○理解度 94.5% ・ビジネスマナー研修会 36人/37人 97.3% ・ビジネススキル研修会 23人/24人 95.8% ・タイムマネジメント研修会 19人/21人 90.5% ○気づきの割合 4.1% ・ビジネスマナー研修会 3人/37人 8.1% ・ビジネススキル研修会 1人/24人 4.2% ・タイムマネジメント研修会 0人/21人 0.0%</p>	<p>評価(成果)</p> <p>・市主催の研修会を3回実施し、受講者アンケートの結果、94.5%の受講者が「理解できた」「だいたい理解できた」と回答しました。目標の100%には達することはできませんでしたが、企業への人権啓発として一定の成果を得ることができました。 ・発展的な「気づき」をコメントする人の割合は、目標を下回る4.1%と低く課題が残りました。</p>			

2	就職・労働相談窓口の周知		労働相談に対応し、労働問題の解決に向けた助言を行い、雇用の安定と、誰もが働きやすい職場環境をつくれます。	・県や専門機関による就職・労働相談等について、市の広報誌やホームページを活用し周知します。	・休日労働相談会、出張労働相談会等の実施について、市報等で周知を行いました。 ※広報誌への掲載及び市HPでの周知のみで経費がかかっていないため予算額、決算額ともに0。	0	0	産業経済部 商工課
	該当する施策の方向 (1)							
	目標	・県等が実施する就職・労働相談等について、市報お知らせ版の原稿締切日以前に依頼のあったものについて、市報で周知を行います。また、ホームページでの周知も併せて行います。	取組内容 ・結果 ○市広報誌 ・出張労働相談会1回 ・休日労働相談会2回 ・労働トラブル休日相談会1回 ○市HP 長岡労働相談所の労働相談、休日労働相談会の情報を掲載	評価 (成果)	・県等関係機関が実施する就職・労働相談等について、市広報誌、HPで周知を行うことで、市民に対し労働問題を相談する場があることを知ってもらうことができました。			
3	人権啓発事業 (市職員人権研修)		市職員の人権意識の向上と、人権・同和問題に対する正しい知識と理解を深めます。	・全ての市職員を対象とした人権研修を年2回開催 ・新採用職員向け人権研修を実施 ・関係団体主催の人権講座等への参加	・4/1新採用職員(参加19人) ・10/8全職員対象(参加70人) ・1/21全職員対象(5/26予定を延期、1/20に中止決定、希望93人) ・関係団体主催の人権講座に参加(人権担当リーダー研修会、人権を考える魚沼の会 延参加29人)しました。	121	66	市民福祉部 市民課
	該当する施策の方向 (3)							
	目標	・研修会参加者アンケート結果で、人権・同和問題への理解度を99%とします。 ・関心度はH28年度は99.1%、H29は95.8%、H30は90.4%、R元は92.1%、R2は99.2%であったため、研修会においてH28年度数値まで関心度を引き上げます。 ・研修会を通じて「いじめ・差別等を防止して人権を守る条例」の周知を図ります。	取組内容 ・結果 10/8「高齢者の人権について」アンケート結果 ・理解度 96.8% (目標の99%に対し、実績が96.8%であったため、目標達成率97.8%) ・関心度 96.8% (目標の99.1%に対し、実績が96.8%であったため、目標達成率97.7%) ・1/21の研修会において「いじめ・差別等を防止して人権を守る条例」の説明を行う予定でしたが実施できませんでした。	評価 (成果)	・当初は5月と10月を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、10月と1月に変更し、高齢者の人権と部落差別をテーマに開催することとしていました。 1月研修は、参加希望者数は多かったのですが、直前に庁内で感染者が発生したことから、やむを得ず急遽中止となりました。 10月研修は参加者の関心度、理解度とも96.8%と比較的高かったものの、目標の99%には達することができませんでした。パーセンテージは研修内容によっても変わりますが、関心度、理解度向上のため、職員への一層の啓発が必要です。 ・中止となった1月研修については、同一テーマで令和4年度に開催することとします。 ・人権関係団体が主催する研修会については、ZOOMによる参加を含め、できる限り参加することで理解を深めることができました。			

第2章 人権教育・啓発の推進 【4 地域における人権啓発の推進】

施策の方向	(1) 人権擁護委員等と連携し、地域に根ざした人権擁護・人権尊重の気運を高める取組を進めます。						
	(2) 地域で活動する自治会等様々な組織、団体の人権意識を更に高めるための啓発を行うとともに、これらの組織等と連携して、一人ひとりの人権を尊重する、差別や偏見のない地域づくりを推進します。						
	(3) 互いの人権を尊重し合い、誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、国・県などの関係機関、関係団体等と連携して啓発を進めるとともに、諸課題の解決を目指します。						
番号	事業名	事業目的	事業内容	事業実績	当初予算額(千円)	決算額(千円)	所管
1	人権啓発事業 (街頭啓発)	人権擁護委員と協力して、人権が尊重される地域社会を目指します。	・人権週間に人権擁護委員と協働で、啓発パンフレット等を街頭で配布します。	・南魚沼人権擁護委員協議会(法務局)の方針により、新型コロナウイルス感染症対策として啓発物品の配布が中止され、啓発のぼり旗の設置のみとなりました。 ※人権擁護委員配布の啓発物品経費は人権擁護委員協議会にて支出。	人権啓発事業の一部	人権啓発事業の一部として実施	市民福祉部 市民課
	該当する施策の方向	(1)					
	目標	・市民へ声かけを行いながらリーフレット等を400枚配布し、人権擁護委員の存在も知ってもらいます。 R元リーフレット配布枚数400(法務局より支給)	取組内容・結果	・例年実施していた物品の配布が中止され、法務局からのリーフレット支給がありませんでしたので、スーパー前での声かけしなごらの啓発を行うことができませんでした。 ・県の人権啓発委託事業を実施し、その中で啓発物品(マグネット)の配布を行いました。その際、同和問題のチラシも配布しました。	評価(成果)	・毎年12月に市内のスーパー前において声かけをしながらリーフレット等啓発物品の配布を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、啓発物品配布は行わず、スーパーに依頼して出入り口付近に啓発のぼり旗を設置させていただくことで、人権週間や人権擁護委員の存在について啓発をすることができました。 ・県の人権啓発委託事業として、10/2里山まつり及び10/30人権映画上映会で啓発物品配布をする際に、同和問題のチラシも一緒に配布し、人権について市民に周知することができました。	

2	<p>人権啓発事業 (中学生一日人権擁護委員活動)</p>		<p>中学生の人権意識の向上を図ります。</p>	<p>・人権擁護委員と協働で市内5中学校で登校する生徒に啓発物品を手渡し、人権の大切さについて考えてもらいます。</p>	<p>・毎年6/1の「人権擁護委員の日」に合わせ、6月に市内5中学校のうち3中学校において、一日人権擁護委員に委嘱された生徒と人権擁護委員が、登校する生徒に啓発物品を配布しながら人権の大切さを呼びかけました。</p> <p>※人権擁護委員配布の啓発物品経費は人権擁護委員協議会にて支出</p>	<p>人権啓発事業の一部</p>	<p>人権啓発事業の一部として実施</p>	<p>市民福祉部 市民課</p>
	<p>該当する施策の方向</p>	<p>(1)</p>	<p>取組内容・結果</p>	<p>評価(成果)</p>	<p>・市内3つの中学校の生徒の登校時に、一日人権擁護委員に委嘱された生徒と人権擁護委員、市の幹部職員が連携して、啓発物品を配布することで、生徒一人ひとりに人権の大切さを呼びかけることができました。 6/9 魚沼北中学校(62人) 6/9 小出中学校(270人) 6/10 湯之谷中学校(145人)</p>	<p>・生徒へ声かけを行いながらリーフレット等を全校生徒に配布し、人権擁護委員の存在も知ってもらいます。 R3市内中学校生徒数863人(リーフレット法務局より支給)</p>	<p>・市内5中学校の全校生徒(863人)の登校に合わせ、一日人権擁護委員に委嘱された生徒と人権擁護委員が啓発物品を配布しながら、人権の大切さを呼びかける事業ですが、感染症対策のため配布を希望しなかった学校が2校あったため、それを除く3校に対して実施しました。</p>	
3	<p>(再掲) 人権啓発事業 (市民人権講演会)</p>		<p>人権が尊重され安心して生活できる地域社会の実現を目指して、様々な人権問題についての市民の理解を深めます。</p>	<p>・様々な人権問題をテーマに、市民啓発の講演会を実施</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症の市内での感染拡大により、講演会を実施することはできませんでしたが、確定申告会場待合室にて人権啓発DVDを流しました。 ※予算額、決算額は講演会に係る経費のみ記載。</p>	<p>70</p>	<p>0</p>	<p>市民福祉部 市民課</p>
	<p>該当する施策の方向</p>	<p>(2)</p>	<p>取組内容・結果</p>	<p>評価(成果)</p>	<p>・講師を招いての講演会を実施することはできませんでした。 ・確定申告会場待合室にて人権啓発DVDを流すことで、来場者に対し啓発することができました。 ・「魚沼市いじめ・差別等追放宣言都市」懸垂幕を本庁舎駐車場に設置することで、差別や偏見のない地域づくりの周知啓発を行っています。 ・コロナ禍における講演会の実施方法については今後も検討が必要です。</p>	<p>・講演会の参加者数を120人とします。 H29の人権講演会は参加者50人でしたが、H30は関係団体と共催し参加者増を図り116人参加がありました。R元は市民大学も兼ねていたため228人の参加がありましたが、R2は新型コロナウイルス感染症対策のため市民大学の規模が縮小され96人の参加でした。市民大学との共催を毎年行うことができるか不確定のため、H30の実績と同程度を目標とします。 ・講演会等において「いじめ・差別等を防止して人権を守る条例」の周知を図ります。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症の市内での感染拡大により、講演会を実施することはできませんでした。 ・確定申告期間中に申告待合室にて人権啓発DVDを流しました。</p>	

第3章 分野別人権施策の推進 【1 女性】

施策の方向	(1) 誰もが性別に関わりなく等しく尊重され、あらゆる分野に積極的に参画できる男女共同参画社会の実現を目指して、魚沼市男女共同参画推進計画に基づいた取組を進めます。						
	(2) 女性に対する偏見や差別意識を解消し、社会的慣習や日常生活の意識の中に根強く残る性別役割分担意識を取り除くため、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場における男女平等の意識啓発に取り組みます。						
	(3) 妊娠・出産に対する地域、職場等での理解不足や不利益等を解消するため、新たな生命を生み出すことを社会全体で尊重する意識啓発に取り組みます。						
	(4) 女性に対する重大な人権侵害であるドメスティック・バイオレンス(DV)やストーカー行為などの根絶に向けた意識啓発や、被害を受けた場合の相談・支援体制の強化を図ります。						
番号	事業名	事業目的	事業内容	事業実績	当初 予算額 (千円)	決算額 (千円)	所管
1	男女共同参画事業 (男女共同参画意識の啓発)	家庭、地域、働く場、学びの場などのあらゆる場において、性別による固定的な役割分担意識を見直し、男女共同参画の意識づくりを推進します。	・男女共同参画に関する意識啓発(魚沼市ホームページへの掲載や、啓発パンフレット等の配布、市報による男女共同参画社会の実現のための意識啓発記事の掲載等)	・男女共同参画に関する意識啓発の広報を実施しました。 ※市報やホームページ、他機関作成の啓発資料を配布などにより、啓発活動ができていますと判断し、予定していた独自の啓発リーフレットの作成を取り止めたため、決算額は0。	54	0	総務政策部 企画政策課
	該当する施策の方向	(1).(2).(3)					
	目標	第4次魚沼市男女共同参画推進計画(R3~R7)の目標値 ・「男女共同参画社会」という言葉を内容まで知っている人の割合 40% ・「地域社会」における男女の地位の平等で「平等である」と考える人の割合 50% ・「職場」における男女の地位の平等で「平等である」と考える人の割合 50% (上記達成のため令和3年度活動目標) ・広報回数 16回 内訳(市報:2回、HP:2回、ラジオ:2回、啓発資料配布:10回)	取組内容・結果	広報回数 15回 内訳:市報 2回 HP 0回 ラジオ 0回 他機関作成啓発資料配布 13回	評価(成果) ・広報活動については、回数目標を下回りましたが、市報や資料配布により啓発することができました。 ・単年度ごとの調査は行わないため、成果として測ることができるものではありませんが、性別による固定的な役割分担意識を取り除くことや、多様な生き方を選択できる社会の実現のためには、啓発活動を継続します。 ・ウェブアンケートも可能であることから、単年度毎の成果についてを測ることを検討します。		

2	男女共同参画事業 (研修等の実施)		家庭、地域、働く場、学びの場などのあらゆる場において、性別による固定的な役割分担意識を見直し、男女共同参画の意識づくりを推進します。	・関係部署と連携し、男女共同参画に関する研修等の実施	地域セミナーを開催(11/12) 内容:「もしかして、これって私の思い込み?!に気づくための講座」 (無意識の偏見をテーマ)	57	11	総務政策部 企画政策課
	該当する施策の方向	(1)						
	目標	・研修会後のアンケートで、「とても参考になった」の割合75%以上を目標とします。 前々年アンケート実績: とても参考になった 73%	取組内容・結果 研修会後のアンケート「とても参考になった」の割合: 83%(18人中15人) 参加者数:18人(男性 7、女性11) アンケート回収率:100%	評価(成果) ・研修会後のアンケート調査においては、回収率が100%であり、その中で「とても参考になった」と回答した方の割合も83%だったことから、参加者に対しては偏見や差別意識の解消に役立てることができました。 ・性別による固定的な意識については、様々な分野で残っているため、これを取り除くために効果的な研修を引き続き計画します。				
3	ハッピーパートナー企業の登録推進		男女の働き方の見直しや仕事と家庭・その他の活動の両立支援、女性の登用・育成など男女共同参画の推進に積極的な企業の登録を推進します。	・市内企業等に啓発資料の送付 ・ハッピーパートナー企業制度の周知を図るため、事業所へ訪問等を実施	・商工課との連携による制度周知のためのパンフレットを配布 (魚沼市ものづくり振興協議会の会議において) ※ハッピーパートナー企業登録制度は県の制度であり、県が作成した資料をもとに、市で普及啓発や加入促進を行っているため、予算額、決算額とも0。	0	0	総務政策部 企画政策課
	該当する施策の方向	(1)						
	目標	第4次魚沼市男女共同参画推進計画(R3~R7)の目標値 ・新規登録企業数を令和7年度までに30社とします。 (R2年度末登録数12社) R3目標値:3社	取組内容・結果 ・R3年度新規登録数:0社 (R3年度末登録数:12社)	評価(成果) ・登録者数を増加させることができなかったため、成果はありません。 ・「ハッピーパートナー企業」登録制度は新潟県の制度ではありませんが、男女ともに働きやすい職場をつくる取組としては有効であると判断しますので、引き続き登録企業数増加に取り組みます。また、この制度については、より本市の男女共同参画に有効とするため「魚沼市版」も検討します。				

4	母子健康相談・教育事業		妊娠から出産、育児に関する情報及び学習の場の提供と相談体制の充実により、性別役割意識を解消します。		・パパママ準備教室、子育て講演会の開催(母性保護、性別役割意識の解消、乳幼児虐待予防)		・パパママ準備教室4回/年実施妊婦とパートナーにマタニティリラクゼーションや疑似妊婦体験、座談会を実施しました。 ・にこにこハッピー子育て教室を2回/年子育てに役立つ講演会を実施しました。		母子健康相談・教育事業の一部	母子健康相談・教育事業の一部として実施	教育委員会事務局 子ども課
	該当する施策の方向		(2)								
	目標	子育て期につながる仲間づくりのために、パパママ準備教室第1子の対象組に対する参加率を45.0%とします。 H30:37% R1:33.3% R2:42.6%	取組内容・結果	パパママ準備教室第1子の対象組に対する参加率 25/52人(48.1%)	評価(成果)	・パパママ準備教室の参加率は少しずつ増えています。第1子の対象組に対する参加率は目標の45.0%より多い48.1%でした。 ・参加者の84.4%は夫婦で参加し、家族で育児を協力していけるよう情報提供や座談会で意識の向上に努めました。参加者のアンケートには、妻を労わる言葉や育児への協力の気持ちが記載されていることから、男女平等の意識啓発に成果があると考えます。今後も意識啓発に取り組みます。					
5	DV相談支援		配偶者やパートナーからのDV被害に対する相談、支援を行います。		・DV被害者からの相談や緊急保護等の支援を行います。 ・支援機関との連携を行います。		・相談受付、関係機関と相談活動を実施しました。		545	0	市民福祉部福祉支援課
	該当する施策の方向		(4)								
	目標	・DV被害者からの相談に応じ、関係機関と連携して適切な支援を行います。 ・DV被害者を出さないための啓発活動や相談窓口の周知を行います。	取組内容・結果	相談延べ件数 5件	評価(成果)	・関係機関からの情報提供があった場合は、情報共有いつでも支援できるよう準備を行いました。また来所した人には迅速に相談対応しました。担当課だけでは解決できない案件が含まれたケースは、関係部署や警察等と連携して支援を行いました。 ・生活支援を行う場合には、生活保護制度を勧めました。 ・被害を受け、避難を希望する場合の支援体制を今以上に充実させるため、支援体制の見直しを検討します。					

第3章 分野別人権施策の推進 【2 子ども】

施策の方向		<p>(1) 子どもの人権が尊重され、心身ともに健やかに育つためには、全ての家庭が安心して子育てができる環境整備が必要です。魚沼市子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域全体で子育て家庭を支え合うまちを目指します。</p> <p>(2) 子どもを保護・指導の対象としてのみ捉えるのではなく、子ども一人ひとりの個性を認め、子どもが権利の主体者として最大限に尊重される社会の実現を目指して、全ての市民を対象とした子どもの人権に関する啓発活動を進めます。</p> <p>(3) 子どもが自身の権利を深く自覚することが、他者の権利を尊重できる思いやりの心づくりにつながります。いじめ根絶に向けて、学校での取組を更に推進するとともに、学校、家庭、地域、人権擁護委員等が連携し、子どもの発達段階に応じた継続的な取組を進めます。</p> <p>(4) いじめ、虐待、インターネット上のトラブルなど、多種多様な子どもをめぐる人権侵害に対応するために、関係機関・関係団体等との連携を強化し、広域的な相談・支援体制の充実を図ります。</p>					
番号	事業名	事業目的	事業内容	事業実績	当初予算額(千円)	決算額(千円)	所管
1	子育て支援センター管理運営事業	子育て中の親子の交流や育児相談、子育て関連の情報提供等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図ります。	・広場自由開放、親子ふれあい遊びや子育て相談、身体計測、子育て情報の提供	・広場の開放や身体計測、子育て情報提供等を通じて、来場する保護者からの様々な相談などに対し、話を聴いたり助言等を行うことで、子育ての孤立感、不安感等の解消を図りました。	7,172	7,080	教育委員会事務局 子ども課
	該当する施策の方向	(1)					
	目標	・年間利用者数を11,000人とします。 ・土曜広場開放利用者を9組とします。 昨年実績に新型コロナウイルス感染症対策による閉館及び利用制限の影響を踏まえた数値としました。 (R2実績) 年間利用者数11,064人 土曜広場開放利用者8組	取組内容・結果 ・年間利用者数11,096人 目標の100% ・土曜広場開放利用者7.8組/月 目標の87%	評価(成果) ・令和3年度も新型コロナウイルス感染症が終息をみせないなか、広場土曜開放の利用者数は目標の87%となりましたが、年間利用者数は、11,096人で昨年比100%であり、子育て家庭を支えるという目的を達成できたものと評価しました。 ・毎日のように利用する家族も多く、利用者間の交流や保育士への育児相談等により、子育ての情報提供や情報交換を図るとともに、孤立感、不安感等の解消を図ることができ、安心して子育てができる環境整備が進んでいます。			
2	子育ての駅運営事業	屋内型活動交流施設として、子どもの健全な成長を支援し、子育て家庭及びその活動を支援する団体等の相互交流の促進を図ります。	・「子育て支援・情報交流の場」「市民活動・交流の場」を提供します。 ・各世代、団体等がそれぞれの活動を通じて子どもやその親と交流し、子育てに関わっていくことで、地域の担い手となる人材を育成し、地域の活性化を図ります。	屋内型活動交流施設として、広く市民に対し「子育て支援・情報交流の場」「市民活動・交流の場」が提供できました。	19,269	15,368	総務政策部 地域創生課
	該当する施策の方向	(1)					
	目標	・年間市内利用者数18,000人 昨年実績に新型コロナウイルス感染症対策による入場者制限等を勘案した数値としました。 (R2実績16,233人)	取組内容・結果 年間市内利用者数15,410人 (目標の85.6%)	評価(成果) ・感染拡大防止のため、市民限定の利用ではあったものの、目標値の85.6%の入場者数がありました。 また、平成30年5月5日にオープンした当施設で、令和4年1月6日、累計来場者数10万人を達成しました。 ・市内限定での利用ではあったものの、市民が安心して子育てができる環境の提供という面では、一定の成果があったものと考えます。			

	親子ふれあい支援事業		子育てサークルの支援やファミリーサポーターを養成し、地域での子育て環境の充実を図ります。	・地域の子育てサークルの活動を支援するほか、ファミリーサポートセンターで相互援助活動の連絡や調整を行います。	・新型コロナウイルス感染症の影響で、地域の子育てサークルの活動が休止されたことにより、活動支援も制限されましたが、ファミリーサポートの利用回数は85件と前年度を大きく上回り、相互援助活動での子育て環境の充実が図られました。	615	466			
	該当する施策の方向 (2)									
3	目標	<ul style="list-style-type: none"> ファミリーサポート会員数を50人とします。 子育てサポーター派遣事業回数を20回とします。 <p>ファミリーサポート会員数を増やし、サポーター派遣事業の回数も増やす計画としました。(R2実績)</p> <p>ファミリーサポート会員数 41人 サポーター派遣事業回数 18回</p>	取組内容・結果	<ul style="list-style-type: none"> ファミリーサポート会員数 67人 目標の134% (依頼会員49、提供会員14、両方会員4) 子育てサポーター派遣事業回数0回 目標の0% 	評価(成果)	<ul style="list-style-type: none"> ファミリーサポートセンター事業は会員数が67人となり、目標を上回りました。 ファミリーサポートセンター事業は、今年度から利用料金の助成制度ができたことにより、利用回数が大幅に増加しましたが、提供会員の数がまだ少ないため提供会員の負担も増加しており、提供会員数の増加を図ることで、さらに事業を充実させていくことが必要であると考えています。 子育てサポーター派遣事業は、新型コロナウイルス感染症の影響等で親子サークルの活動が休止したことで、サポーター派遣がありませんでした。子どもの人数の減少に加え、未満児の入園が増え参加者が減少したことも、サークルの活動回数減少の要因のひとつと考えますが、子育てサークルへの支援は、子育ての孤立化を防ぎ、子どもの人権を守るためにも、今後必要であることから、継続して支援してまいります。 ファミリーサポートセンター事業や子育てサポーター派遣事業では、支援するサポーターへの研修を行う際に、子ども一人ひとりの個性を尊重し支援していく内容も含めながら啓発活動を進めていますが、今後はさらに対象を広げた啓発活動を行っていく必要があります。 				教育委員会事務局 子ども課
4	要保護児童相談・支援事業		児童虐待相談、ケース検討、問題を抱える家庭への効果的な支援など、関係機関との連携による要保護児童ネットワークを活用して問題解決を図ります。また、児童の安全を守るため、児童虐待相談・連絡用の専用電話(子どもスマイルコール)を設置し、虐待防止と早期対応を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会(代表者会議、実務担当者会議、個別ケース会議)の運営 児童相談所ほかの関係機関との連携による家庭支援等の実施 子どもスマイルコールを設置し、保護者、地域住民及び子ども達からの児童虐待等の連絡や相談を受け、適正な対応を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 要保護・要支援児童、124ケースについて、年4回の実務担当者会議と必要に応じて個別ケース検討会議を実施し、全ケースの進行管理を行いました。 	2,695	2,362	教育委員会事務局 子ども課		
	該当する施策の方向 (4)									
	目標	<ul style="list-style-type: none"> 要支援家庭への適切な対応及び関係機関との調整を行います。 相談支援のため定性指標を目標としました。 	取組内容・結果	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所等の関係機関との緊密な連携により、要支援家庭への対応と調整を行いました。 	評価(成果)	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの要保護・要支援児童ケースについて、児童相談所等の関係機関との緊密な連携により、子どもの権利を守るべく、要保護児童の確実な把握と適切な対応を実施できたことから、目標を概ね達成できたと評価しました。 要保護児童対策地域協議会での個別対応件数のうち、要保護児童については増加傾向にあり、様々なケースがあることから、専門職員を交えた関係機関の情報共有・連携が必要であると考えます。 				

5	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)		すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報を提供します。また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。		<ul style="list-style-type: none"> ・育児に関する不安な悩みの傾聴、相談 ・子育て支援に関する情報提供 ・乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握 ・支援が必要な家庭に対する養育支援訪問の実施、関係機関との連絡調整 		<ul style="list-style-type: none"> ・生後4か月未満の対象者全員へ連絡をとり、目標の99.4%の訪問を実施しました。新型コロナウイルス感染症の流行のために訪問を拒否した1件は電話で状況を確認し、児の成長と合わせて面談を実施しました。 		654	394	教育委員会 事務局 子ども課
	該当する施策の方向		(2)								
	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問数を200/200件とし、出生数の100%、対象者全員に面談等で状況確認をします。 	取組内容・結果	家庭訪問件数は165/166件 目標の99.4%	評価(成果)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者全員に対し訪問や面談等で保護者に会うことができ、家庭環境や育児状況を確認するとともに、安心して子育てができるように市のサービスや子育て情報を提供することができました。 ・今後も新型コロナウイルス感染症対策等の配慮をしながら、養育環境の確認と支援をしていきます。 					
6	園開放事業		就園前児童を育てる保護者の不安解消を図ります。		<ul style="list-style-type: none"> ・就園前児童とその保護者に保育園・幼稚園等において遊びの場の提供や、子育て相談を行います。 		<ul style="list-style-type: none"> ・2園で毎日親子広場を開催し、6園で月1、2回の園開放を行い、合わせて延べ686人の参加がありました。 ・園開放時の子育て相談は21件ありました。 		保育園運営事業の一部	保育園運営事業の一部として実施	教育委員会 事務局 子ども課
	該当する施策の方向		(1)								
	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・親子広場参加者を1,000名とします。 ・園開放参加者を200名とします。 <p>昨年の実績に新型コロナウイルス感染症対策の影響を踏まえた数値としました。 (R2実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子広場参加者 1,182名 ・園開放参加者356名 	取組内容・結果	<ul style="list-style-type: none"> ・親子広場参加者489名 ・園開放参加者197名(子育て相談21件) 	評価(成果)	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策の影響により、全ての数値において令和2年度の実績を大きく下回る結果となったことから、目標達成には至りませんでした。理由としては、園の判断により親子広場や園開放を中止したケースと併せ、受入時において感染症対策を十分に行い安心して利用できる環境整備に努めたものの、保護者が利用を控えたためと考えます。 ・園開放時の子育て相談の件数については、利用者数が減少したにもかかわらず昨年度とほぼ同数でした。このことは、各園において相談しやすい雰囲気づくりに取り組んできた成果と考えます。 ・子育て家庭を支えるため、今後も引き続き、保護者が利用・相談しやすい雰囲気づくりと環境整備に努めていきます。 					

7	不登校・いじめ問題対策事業		<p>温かい学級づくり支援事業と連動して、新たな不登校を生まないための支援体制の整備、強化を図ります。</p> <p>命の大切さを育み、自分も相手も尊重する自己肯定感を高めるため、心と身体、いじめに係る相談・支援体制の充実を進めます。</p>	<p>・学校や関係機関と連携・協力しながら指導体制を強化し、ケース会議や教育相談・心の相談室、別室登校支援・適応指導教室の取り組みを充実させます。</p> <p>・「魚沼市いじめ防止基本方針」に基づき指導・支援します。また、基本方針等の実効性を高めるために、生徒指導体制等の再点検の徹底を図り、いじめの未然防止に向けた体制整備・強化を推進します。</p>	<p>・別室登校支援員4人を4校に派遣。別室登校支援ボランティア2人を2校に派遣しました。</p> <p>・適応指導教室 支援員2人で通室生は中学生12人、小学生3人でした。</p> <p>・SSW(スクールソーシャルワーカー)による相談、面談事業は延べ613件対応しました。・アウトリーチ対応支援員、別室登校ボランティアによる家庭訪問 中学校毎週2回、小学校毎週2回実施しました。</p>	21,593	19,519	教育委員会事務局 学校教育課
	該当する施策の方向	(4)						
目標	<p>・新たな不登校を生まないための支援体制の整備、強化・充実を図ります。</p> <p>・不登校による30日以上欠席者の出現率 小学校 0.36% 中学校 2.30% (全国及び県平均より低い数値)とします。</p>	<p>取組内容・結果</p> <p>不登校による30日以上欠席者の出現率 小学校 0.28% 中学校 4.98%</p>	<p>評価(成果)</p> <p>・支援員や支援ボランティアにより不登校気味の児童生徒に対し支援を行いました。中学校においては令和元年度に一旦不登校出現率が下がったものの、その後、令和2年度以降再び上昇傾向にあります。特に昨年度は中学校において出現率が急増してしまいました。コロナの影響もあるかと思いますが、児童・生徒を取り巻く家庭環境の変化の影響も大きいといえます。小学校は減少傾向にありますが、これをいい形で中学校につなげることが大切になるかと思えます。</p> <p>・SSWによる相談事業を実施しておりますが、対応事案が昨年度の2倍以上となっております。新年度からSSWを1名増員し、支援体制を強化して、よりきめ細やかな対応を行えるようにしていきます。</p>					

第3章 分野別人権施策の推進 【3 高齢者】

施策の方向	(1) 高齢者が住み慣れた地域社会や家庭で安心して暮らし続けることができるように、魚沼市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防や高齢者福祉サービスなどの施策を推進します。						
	(2) 高齢者の人権に対する市民の関心と理解を深める啓発を進めるとともに、関係機関等と連携し、虐待や悪質商法などの防止対策と相談・支援体制の充実を図ります。						
	(3) 判断能力が不十分で自己決定や財産管理などの日常生活に支障がある高齢者が安心して暮らせるように、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりと、権利擁護や成年後見制度の周知と充実を図ります。						
	(4) 豊富な知識・経験を持っている高齢者が社会の一員として様々な活動に参加し、健康や生きがいづくり、更には地域社会の活性化に貢献できるように、高齢者の社会参加を促進します。						
番号	事業名	事業目的	事業内容	事業実績	当初予算額(千円)	決算額(千円)	所管
1	高齢者介護支援事業	要介護高齢者やその家族が、住み慣れた地域社会で生活を続けるための支援を行います。	・介護用品支給(紙おむつ券) ・寝たきり老人等介護手当支給	○介護用品支給(紙おむつ券) ・65歳未満の介護認定者及び身体障害者手帳1,2級所持者、65歳以上で介護認定を受けていて世帯非課税、本人非課税・世帯課税の者 対象者:94人 使用枚数:4,324枚 ○寝たきり老人等介護手当支給 8月支給(4月~7月) 371人 7,036千円 12月支給(8月~11月) 355人 6,624千円 4月支給(12月~3月) 331人 5,975千円	22,190	22,154	市民福祉部 介護福祉課
	該当する施策の方向	(1)					
	目標	・在宅状況を確認し、必要とする方に対し適正な支給を行います。	取組内容・結果	・在宅介護者の経済的負担の軽減が図られました。	評価(成果)	・高齢者が、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができるよう、介護用品の支給や介護手当の支給を一定数の人数に実施したことで、少しでも安心感を得られるといった一定の成果があったものと考えます。 ・民生委員が毎月紙おむつ券を支援者宅へ届けることで、安否確認や悩みごとなどの相談を受ける場としても寄与しています。 ・寝たきり老人等介護手当支給事業は、居宅介護事業所等の利用者の在宅状況確認により、適正な支給に努めています。	
2	高齢者生活支援事業	要介護高齢者等が、住み慣れた地域社会で自立した生活の維持を図るとともに、要介護状態への進行を予防します。	・軽度生活支援(生活援助、除雪援助) ・外出支援サービス(タクシー券交付) ・緊急通報体制整備 ・日常生活用具給付 ・食の自立支援(配食弁当の調理) ・生活管理指導短期宿泊 ・介護保険等施設入居者面会交通費助成	・軽度生活支援(生活援助) 実利用者数:18人、延べ利用時間:1,053時間 ・軽度生活支援(除雪援助) 実利用者数:550人、屋根雪延べ利用時間:11,265時間、門払い延べ利用回数:7,491回 融雪屋根等助成件数:41件 ・外出支援サービス(タクシー券交付) 交付者数:362人 ・緊急通報体制整備 対象戸数:155戸 ・日常生活用具給付:申請が無く実績無し ・食の自立支援(配食弁当の調理) 実利用者数:226人、提供数:12,341食 ・生活管理指導短期宿泊 実利用者数:10人、利用日数:83日 ・介護保険等施設入居者面会交通費助成 実利用者数:3人	74,064	73,137	市民福祉部 介護福祉課
	該当する施策の方向	(1)					
	目標	・サービスを必要としている高齢者に対して、サービスが行きわたるように利用推進に努めます。	取組内容・結果	・高齢者が住み慣れた地域で、安心して過ごせるよう、各種福祉サービスを提供しました。	評価(成果)	・高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らすことができるよう各種事業に取り組みました。特に、1月からの降雪及び2月の大雪時については、軽度生活支援(除雪援助)の限度時間、回数を通常の1.5倍に増やし、安心して在宅生活を続けることができるように努めるなど、高齢者が安心して生活できるように、一定の成果があったものと考えます。	

3	総合相談支援事業		高齢者等が、住み慣れた地域社会で自立した生活の維持を図るための相談支援を行います。	・3つの日常生活圏域に設置した地域包括支援センターが市民からの各種相談を受け、介護保険申請や在宅福祉サービス利用へと繋がります。	・各地域包括支援センターが、それぞれの窓口で相談対応にあたりました。 ・市は、3か所の地域包括支援センターと定期的に連絡会を実施し、連携をとりました。	81,400	78,000	市民福祉部 介護福祉課
	該当する施策の方向 (2)							
	目標	・各種相談に対し、解決に向けた適確な対応と調整を行います。	取組内容・結果 相談延べ件数は、西部包括1535件、南部包括1711件、北部包括1727件、合計4973件で各種相談に対応しました。	評価(成果) ・3つの日常生活圏域に地域包括支援センターを設置し、市内の法人に業務委託して運営し、各方面の関係機関等と連携し、高齢者に関する相談に対応したことは、住み慣れた地域での自立した生活の維持の支援を図るために、一定の成果があったものと考えます。				
4	家族介護支援事業		認知症になっても、住み慣れた地域で生活を継続するために、認知症の人の家族を支援します。	・認知症サポーター養成講座 ・認知症についての啓発 ・認知症高齢者声かけ訓練 ・認知症カフェ	・認知症地域支援推進員を中心に、認知症の普及啓発事業を実施しました。	認知症総合支援事業の一部	認知症総合支援事業の一部として実施	市民福祉部 介護福祉課
	該当する施策の方向 (1)							
	目標	・認知症について正しく理解し支援ができる人を増やします。 認知症サポーター養成数年間150人 新型コロナウイルス感染症対策として、少人数での開催とします。 キャラバンメイトの養成数5人 (第8期介護保険事業計画の目標値) 認知症高齢者声かけ訓練2回とします。	取組内容・結果 ・認知症サポーター養成数52人(目標の35%) ・キャラバンメイトの養成数0人 ・認知症高齢者声かけ訓練1回実施(目標の50%)	評価(成果) ・認知症になっても、住み慣れた地域で生活を継続するために、主に事業を外部法人に委託し、下記の取組を実施したことにより、高齢者が安心して生活できるために、一定の成果があったものと考えます。 ・令和3年6月から11月にかけて、住民・金融機関向けに認知症サポーター養成講座を7回実施 ・認知症高齢者声かけ訓練は、魚野会に委託し、佐梨地区コミュニティ協議会区域の住民を対象に実施 ・認知症の普及啓発のために、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、養成講座を開催				

5	権利擁護事業		高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための権利擁護事業を総合的にを行います。	・高齢者虐待防止 ・権利擁護、成年後見制度の普及啓発	・3か所の地域包括支援センターと協働し、高齢者虐待対応を実施しました。	1,100	538	市民福祉部 介護福祉課
	該当する施策の方向 (3)							
	目標	・虐待情報に対し、迅速かつ適切な対応を行います。 ・市民・関係者への啓発活動を行います。	取組内容・結果 毎月1回高齢者虐待対応ケース会議を実施(臨時会議も実施)	評価(成果) ・令和3年度は定例及び臨時で高齢者虐待対応ケース会議を実施し、支援者間での情報共有のため、ケース検討を行ったことは、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための権利擁護事業として、一定の成果があったものと考えます。 今後、高齢者虐待防止の観点では、高齢者虐待防止マニュアルについて、事例を通して活用方法を示し、関係者へ周知徹底を図る必要があります。				
6	認知症総合支援事業		認知症になっても、住み慣れた地域でできるだけ長く生活を継続するための支援体制を構築します。	・チーム員会議の開催 ・認知症初期集中支援チーム検討委員会の開催 ・介護保険事業所との協働による認知症サポーター養成 ・認知症ミニ講座	・専門職によるケース検討や地域の支援ネットワークづくりを実施しました。	16,500	16,500	市民福祉部 介護福祉課
	該当する施策の方向 (1)							
	目標	・ミニ講座を10回開催します。新型コロナウイルス感染症対策として、少人数での開催とします。 ・認知症初期集中支援チーム員会議を6回開催します。	取組内容・結果 ・ミニ講座 0回開催(目標10回) ・認知症初期集中支援チーム員会議5回開催(83%)	評価(成果) ・認知症になっても、住み慣れた地域でできるだけ長く生活を継続するための支援体制を構築するため、認知症初期集中支援チーム検討委員会では、チームの前年度実績報告や活動状況報告を実施しました。 ・認知症相談の総合窓口として「認知症相談ダイヤル」を開設し、市民、関係機関に周知を行いました。ダイヤル開設後、市民からの問い合わせが少ない状況のため、今後も引き続き周知を行う必要があります。				
7	成年後見利用支援事業		高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の申立てや後見人等に係る費用を助成します。	・申立て費用助成 ・成年後見人等報酬助成	・申立て費用助成、成年後見人等に報酬助成を実施しました。	2,400	432	市民福祉部 介護福祉課
	該当する施策の方向 (3)							
	目標	・制度の普及啓発委託事業を実施(社協と連携)します。 ・相談案件について、申立て支援及び市成年後見制度利用支援事業実施要綱により適確に運用します。	取組内容・結果 市長申立支援 0件(目標5件) ・報酬助成 2件(目標8件25%)	評価(成果) ・高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の申立てや後見人等に係る費用を助成しましたが、費用助成について、報酬助成が2件でした。市内に市長申立が必要な人が潜在的にどれほど存在するか実態把握できていないため、申立件数が増加せず、助成実績が伸び悩んでいると考えます。 ・当事業は、低所得者高齢者を対象とした事業ですが、市民・関係機関など幅広く制度を周知できるように努める必要があります。				

第3章 分野別人権施策の推進 【4 障害のある人】

番号	事業名	事業目的	事業内容	事業実績	当初 予算額 (千円)	決算額 (千円)	所管
施策の方向	(1) 障がい者が住み慣れた地域で、自立し、生き生きと暮らし続けることができるように魚沼市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画に基づき、障がい福祉サービスの提供や、環境・施設整備などの施策を推進します。						
	(2) 2016(平成28)年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されました。こうした動きを踏まえ、障がいを理由とする差別の解消を図るため、家庭、学校、職場、地域などで、障がいや障がい者に対する正しい認識と理解を深める啓発を進めます。						
	(3) 障がい者が安心して生活できるように、関係機関等と連携し、権利擁護や成年後見制度の周知と充実を図ります。また、暴行・虐待などの人権侵害の被害者になりやすいことから、防止対策と相談・支援体制の充実を図ります。						
	(4) 障がい者の就労や社会参加を促進するため、就労のための訓練や雇用に関する企業等の理解を深めるなどの環境整備を障がい者自身も参画し進めます。学校教育では特別支援教育の充実を図り、全ての児童・生徒の就学を支援する取組を進めます。						
1	社会参加促進事業	対人能力や社会生活力を高め、社会参加を促進し、なるべく多くの人を就労支援事業所等につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に集まれる場の提供 ・レクリエーションや調理の生活体験の提供 ・地域活動支援センター事業の一部として実施(委託事業) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に参加し、支援者とのつながりの中で、自信をつけ、就労継続支援事業所への通所を開始できたケースがありました。 	地域活動支援センター事業Ⅱ型委託料の一部	地域活動支援センター事業Ⅱ型委託料の一部として実施	市民福祉部 福祉支援課
	該当する施策の方向	(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりのきっかけ作りのため、会の開催と事業の周知を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者は少ないものの、毎月開催のご案内を送ることで、福祉や保健の支援者とのつながりが継続され、障がい者の社会参加への糸口となっています。 ・参加者増加に向けて広報啓発を継続するとともに、支援に繋がれるような事業内容を検討します。 	取組内容・結果	2会場、延べ20回開催 参加者延べ55人	
2	地域生活支援拠点等の整備	障害福祉サービスの提供を軸に、安心して住み続けられるまちづくりを目指します。	令和3年4月より地域生活支援拠点等の運用を開始しました。在宅の障害者の緊急時に、市内の障害福祉サービス事業所が連携し対応に当たります。	<ul style="list-style-type: none"> ・12の事業所が登録事業所になりました。5つの機能のうち3つの機能を整備することができました。 	障害者相談支援委託料の一部	障害者相談支援委託料の一部として実施	市民福祉部 福祉支援課
	該当する施策の方向	(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・魚沼市自立支援協議会を中心に年1回以上の検証や機能の充実の検討を実施します。 魚沼市障害福祉計画に基づき目標設定しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会にて、3回の部会を開催予定でしたが、1回は新型コロナウイルス感染症の拡大により、開催することができませんでした。 ・実例がなかったため、事例を通じたシミュレーションを行い、情報共有を図りました。 ・実例や事例を活用して、関係各所が連携して対応できるよう拠点の整備をすすめます。 	取組内容・結果	拠点等登録事業所への説明会を1回実施し、登録事業所の募集を行いました。事業の実例はありませんでした。	

3	精神障害者医療費助成事業		精神疾患の早期治療を促し、社会復帰及び社会参加の継続を目的とします。		・健康保険適用医療費及び入院食事療養費の自己負担額の2分の1を助成します。		・前年度と比較し、申請件数は減りましたが、助成金額は増加しました。		27,000	28,900	市民福祉部 福祉支援課
	該当する施策の方向		(1)				※増額補正あり。				
	目標	必要としている方へ申請漏れなどがないよう適切な支援を行います。		取組内容・結果	年間助成件数… 1,406件 (R2年度 1,419件)		評価(成果)	・事業の実施により、精神疾患がある人の通院の継続と重症化の防止、長期入院の予防のほか、本人の経済的負担の軽減と医療費の抑制に寄与しているものと思われます。 ・精神疾患がある人の経済的負担を軽減し、地域で暮らし続けることができるよう支援を継続していきます。			
4	障害者交通費助成事業		1. 障害者福祉タクシー利用料金助成事業：障害者の社会参加促進及び福祉の増進を図ります。 2. 障害者施設等通所交通費助成事業：福祉施設の通所を支援します。 3. 人工透析者通院交通費助成事業：人工透析療法のための通院に要する交通費助成を実施します。		1. タクシー料金の一部を助成する。1枚100円相当の福祉タクシー券を年最大120枚(守門、入広瀬地域居住者は年最大180枚)交付します。 2. 交通費の1/2を助成します。 3. 交通費の1/2を助成します。		・障害者手帳取得時に対象となる方へ、事業の案内を実施するほか、利便性向上のため、乗合タクシーで利用できるようにしました。		8,600	7,223	市民福祉部 福祉支援課
	該当する施策の方向		(1)								
	目標	必要としている人へ申請漏れなどがないよう適切な支援を行います。		取組内容・結果	1 タクシー券 698人 5,150千円 (R2 734人 5,467千円) 2 施設等通所 159件 725千円 (R2 185件 1,009千円) 3. 人工透析通院 211件 1,348千円 (R2 283件 1,233千円)		評価(成果)	・新型コロナウイルス感染症の影響により、施設等通所の助成件数が減少しましたが、障害者等の社会参加の促進及び通院等の経済的負担の軽減に大きく寄与しています。 ・助成を必要とする人へ申請遺漏がないよう、事業の広報啓発を継続し、社会参加を続けられるよう支援を継続します。			
5	地域生活支援事業 (成年後見制度普及啓発事業)		障害がある人もない人も共に暮らせる社会を目指し、障害者の人権及び権利擁護の市民啓発を行います。		魚沼市自立支援協議会の権利擁護部会を活用し、『成年後見制度等における意思決定支援に関する研修会』を実施します。		・『成年後見制度等における意思決定支援に関する研修会』を1回実施しました。		障害者相談支援委託料の一部	障害者相談支援委託料の一部として実施	市民福祉部 福祉支援課
	該当する施策の方向		(3)								
	目標	・研修会、講演会参加者のアンケート結果での「とても理解できた」、「理解できた」という人の割合を9割以上とします。		取組内容・結果	成年後見制度を大勢の皆様より知っていただくには、継続して研修を実施する必要があります。		評価(成果)	・今年度は魚沼市自立支援協議会の権利擁護部会が中心となり、研修会を開催し、制度の周知を図りました。 ・成年後見制度を少しでも多くの方から理解していただくような、講演会や研修会を検討します。			

6	障害者差別解消法「職員対応要領」運用指針の実行・管理 (理解促進研修・啓発)		障害がある人もない人も共に暮らせる社会を目指し、障害者の人権及び権利擁護について、市職員への啓発を行います。		・直営事業：人事研修及び人権教育・啓発計画と連携した市職員研修を実施します。 ・障害者差別解消法に基づく職員対応要領運用指針(ガイドライン)の見直しを行います。		・市職員に対して、人権研修の中で研修を1回行いました。 ※職員が職員に対して行う事業であることから、予算額、決算額とも0。		0	0	市民福祉部 福祉支援課
	該当する施策の方向		(2)		取組内容・結果		・市職員の研修に障害者差別解消法の職員向け対応の研修を行いました。 ・障害者差別解消法に基づく職員対応要領運用指針(ガイドライン)の見直しを行っている途中で		評価(成果)		
7	地域生活支援事業 (成年後見制度利用支援事業)		障害者の権利擁護のため、成年後見制度の利用の支援と制度の普及啓発に努めます。		・市長申立て費用の助成 ・成年後見人等の報酬への助成		・成年後見に関する相談が1件あり、市長申し立てを行いました。		768	216	市民福祉部 福祉支援課
	該当する施策の方向		(3)		取組内容・結果		・1件の成年後見の市長申し立てを、行うことができ、支援に繋げる事ができました。 ・1件の成年後見人報酬を助成し、金銭的な支援を行うことができました。 ・今後も成年後見制度を利用する方の支援を継続していきます。		評価(成果)		
8	地域生活支援事業 (相談支援)		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための相談を行います。		・委託事業：相談支援センターの設置により、障害者及びその家族からの相談に対応し、困りごとの解決等を図り、自立した生活を支援します。		・障害児者及びその家族等からの一般相談、計画相談に付随する基本相談など、障害児者及びその家族からの相談に応じました。		38,250	38,250	市民福祉部 福祉支援課
	該当する施策の方向		(3)		取組内容・結果		・相談件数は増加しているものの、なかなか施設入所から地域生活への移行についての実績に繋がってはいません。 ・重層する相談業務に対応できるよう、基幹相談センターの立ち上げの検討をすすめ、関係各所と連携しスムーズなサービスが受けられるよう検討していきます。		評価(成果)		
目標		・障害児者の様々な相談に応じ、関係機関と連携して適切な支援を実施します。		市内2か所の相談支援事業所の相談件数 相談件数…5,954件 相談実人数…473人 (R2年度 相談件数…5,254件 相談実人数…431人)							

9	障害者虐待防止センター事業		障害者虐待の早期対応を図ります。		<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止センターの設置により、虐待への早期介入及び養護者への必要な支援を行います。 ・研修会への参加により、虐待案件への対応力の向上に努めます。 		<ul style="list-style-type: none"> ・通報を受理したケースについて緊急性や保護の必要性を判断し、必要に応じて一時保護の措置を実施しました。このほか、保護措置を解除したケースについて、定期的に訪問し経過を確認しました。 		地域生活支援事業の一部	地域生活支援事業の一部として実施	市民福祉部 福祉支援課
	該当する施策の方向		(3)								
	目標	障害者虐待の相談に応じ、関係機関と連携して適切な支援を行います。	取組内容・結果	通報受理 10件(警察からの通報8件) 相談支援事業所や保健師等からの情報収集のほか、必要に応じて訪問や電話等で事実確認などの対応を行いました。	評価(成果)	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待対応についてのスキルアップのため、研修会等へ参加しました。 ・通報を受理した場合は、早期対応に努めました。 ・今後は初期対応のフロー図を作成し、担当職員が不在の場合でも対応できるように努めます。 					
10	自立支援協議会の設置・運営事業		当事者、家族、団体、関係機関による課題の発見及び解決策を協議し施策に結びつけます。		<ul style="list-style-type: none"> ・療育支援部会、権利擁護部会等の専門部会の設置・運営 ・障害に関する地域課題の掘り起こしと共有を図ります。 		<ul style="list-style-type: none"> ・事務局会議 15回 ・地域生活支援拠点等WG 2回 ・療育支援部会 2回 ・権利擁護部会 1回 ・相談支援部会 2回 ・就労支援部会 1回 		障害者相談支援委託料の一部	障害者相談支援委託料の一部として実施	市民福祉部 福祉支援課
	該当する施策の方向		(4)								
	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置に向けた検討を行います。 ・地域生活支援拠点等の運営と検証を行います。 <p>令和3年度自立支援協議会重点事業計画より設定しました。</p>	取組内容・結果	事務局会議を中心に各専門部会の開催と地域生活支援拠点等の整備に向け、マニュアル等の作成を行いました。また、療育支援体制については、「相談支援ファイル」を相談支援のツールとして活用できるよう検討を進めることができました。	評価(成果)	<ul style="list-style-type: none"> ・専門部会や全体会の開催について年度当初に大まかなスケジュールを立て、計画的な開催に努めました。 ・地域生活支援拠点等の設置について、計画通りに進めることができました。(令和3年4月より運用開始) ・運用を開始した地域生活支援拠点について、各関係部所と連携し、スムーズなサービス提供が行えるよう進めていきます。 					
11	(再掲) 教育支援事業 (特別支援教育の推進)		特別な支援を必要とする児童生徒を支援し、学校生活がスムーズに送れるよう状況に応じた人員の配置を行います。		<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の健全な発育、学校現場の負担軽減のための介助員等の人的配置を充実させます。 ・事故、ケガ等により校内での移動等の介助が必要な生徒に対する支援を行います。 		<ul style="list-style-type: none"> ・市内小中学校に介助員を配置しました。 		教育支援事業(報酬)の一部	教育支援事業(報酬)の一部として実施	教育委員会 事務局 学校教育課
	該当する施策の方向		(4)								
	目標	市内小中学校への介助員を必要人数配置します。(予定数40名) (生徒の実態、特別支援学級の在籍見込み及び学校からのヒアリングにより配置)	取組内容・結果	介助員38名を市内小中学校に配置	評価(成果)	<ul style="list-style-type: none"> ・介助員38名を市内小中学校に配置し、配慮の必要な児童生徒もひとり一人の成長に沿って学びやすい環境づくりに寄与しました。 					

第3章 分野別人権施策の推進 【5 同和問題】

施策の方向	(1) 無関心や誤った認識が同和問題の早急な解決の妨げになることから、関係機関・関係団体等と連携・協力して、全ての市民が同和問題を正しく理解するための取組を推進します。						
	(2) 子どもたちが同和問題を正しく理解し、差別を許さない人権感覚を十分に身に付けられるように、学校教育における人権教育・同和教育の取組を更に進めます。						
	(3) 教職員や市職員を対象とした研修に継続して取り組み、教職員の指導力の向上と、あらゆる差別から市民を守ることができる市職員の資質の向上を図るとともに、差別のない施策を推進します。						
	(4) 関係機関、関係団体等と連携して、人権侵害を受けた人が安心して相談できる体制づくりに取り組みます。						
番号	事業名	事業目的	事業内容	事業実績	当初 予算額 (千円)	決算額 (千円)	所管
1	(再掲) 生涯学習推進事業 (市民人権講座)	さまざまな立場からの人権を学び、人権について当事者意識を高めます。	・一般市民を対象に講演会形式の学習講座を実施します。	・2月のうおぬま市民大学での講演会を計画していましたが、外部講師を招いての講演会は困難との判断に至り、中止としました。 ※予算額、決算額は講演会に係る経費のみ記載。	80	0	教育委員会 事務局 生涯学習課
	該当する施策の方向	(1)					
	目標	・人権講演会(参加者120人)過去実績において、もっとも多かったH30年度の実績と同数程度を目標とします。 ・講演会場内等で、同和問題等のポスターやリーフレット等を活用した啓発活動を実施します。	取組内容・結果	・新型コロナウイルス感染症の影響により講演会が実施できませんでした。	評価(成果)	・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、講演会の開催ができませんでしたが、学習機会の提供及び情報提供のために、今後も引き続き本事業を行い、人権問題に関し、幅広い世代が参加できるような周知啓発に努めます。	
2	(再掲) 生涯学習推進事業 (人権教育講演会)	市内の高校と連携して人権教育を推進します。	・堀之内高校と小出高校と共催で、生徒対象の人権教育講演会を開催します。	・堀之内高校との共催により、講演会の市民周知を行い、市民からの参加を促しました。 ※講師経費として予算措置したが、県が経費を負担したため決算額は0。	60	0	教育委員会 事務局 生涯学習課
	該当する施策の方向	(2)					
	目標	・市内の高等学校全校生徒の参加を目標とします。 ・講演会場内等で、同和問題等のポスターやリーフレット等を活用した啓発活動を実施します。	取組内容・結果	生徒・保護者他 156人	評価(成果)	・新型コロナウイルス感染症の影響により、小出高校との共催による講演会は開催できませんでしたが、12月に堀之内高校において「外国にルーツを持つ人との共生」と題した講演会を実施し、若干の欠席者はありませんでしたが、ほぼ全生徒が参加することで人権教育を行うことができました。今後も生徒や保護者が人権問題に対する正しい理解を身につけられるよう事業を継続していきます。	

3	(再掲) 教育支援事業(H30～) (人権教育総合推進地域事業 H27～H29)		人権教育同和教育を推進するため、学校教職員等を対象とした研修会などを実施し、同和問題についての正しい理解を深めます。	・学校の授業等における人権教育、同和教育の推進 ・教職員等を対象とした研修会等の実施 ・教職員の同和教育研修会の参加 ・第72回全国人権・同和教育研究大会への参加及び参加各校への支援	中学校区ごとに研修会を実施 ・魚沼北中学校区…講演会ほか 広神中学校区…講演会 湯之谷中学校区…講演会 小出中学校区…講演会 堀之内中学校区…授業研究、中学校区9年間の指導計画確認	300	300	教育委員会 事務局 学校教育課
	該当する施策の方向 (3)							
	目標	・全教員が1回/年は人権教育、同和教育に関する研修会に出席します。 ・研修会で理解を深めたと回答する参加者を90%とします。	取組内容・結果 コロナ禍により現地研修は行えませんでした、全中学校区で講演会や授業研究等の研修を行うことができました。	評価(成果) ・令和2年度はコロナ禍により紙面研修となったところもありましたが、3年度はほとんどの中学校区で講演会を実施することができました。 ・コロナ禍であっても全ての教職員が人権教育、同和教育の推進のために正しい知識を身に付けられるよう、各中学校区でそれぞれ工夫し、取り組んでいました。 ・アンケートでは、研修会により理解が深まったと回答した参加者は95.6%で、人権教育の充実に寄与することができたものと考えます。 ・全人教大会は中止となり、代替となった県内の報告会も人数制限がありましたが、参加者は県内各地の実践を通じて有意義に研修を行うことができたことから、引き続き積極的な参加を促していきます。				
4	本人通知制度		住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑制及び防止を図ります。	住民票の写し等を第三者に交付した場合、事前に登録した者にその事実を通知する制度	・人権研修において、臨時窓口を開設し、制度周知と登録促進に努めました。	人権啓発事業・住民基本台帳事業の一部	人権啓発事業・住民基本台帳事業の一部として実施	市民福祉部 市民課
	該当する施策の方向 (1)							
	目標	・登録者数を296名(住基人口の0.85%)とします。 昨年は住基人口の0.8%という目標値を達成できたため、0.85%程度を目標とします。 参考:R2年度末登録者 279名	取組内容・結果 ・登録者数 295名(住基人口の0.86%) 目標達成率 101%	評価(成果) ・令和3年10月8日開催の職員研修で会場に臨時窓口を設置し、啓発や募集を行いました。 ・登録者数は目標に達しませんでした、人口に対する割合については目標に達することができ、前年度に比べ登録者数が16名増加しました。 ・住民票等の不正取得や不正請求が人権問題であることを認識するためにも、制度を周知し登録者数を増加させることは大切であり、登録者数が増加したことによって一定の成果はあったものと考えます。今後も更なる周知啓発に努めます。				

第3章 分野別人権施策の推進 【6 外国籍住民】

施策の方向	(1) 外国の文化、宗教、生活習慣、歴史等の理解不足から生じる差別や偏見を解消するため、正しい認識と理解を深める啓発を推進します。						
	(2) 互いの文化や生活習慣などの違いを理解し、ともに尊重し合う関係を築くために、学校や地域での国際交流を推進します。						
	(3) 外国籍住民が市民として安心して暮らせる環境を整備するために、公共施設の案内板などの外国語表記や多言語での情報提供など、行政サービスの向上を図ります。						
	(4) 言葉の壁、宗教や文化の違いなどで様々な困難を抱える外国籍住民の不安を解消するため、相談・支援体制の充実と周知を図ります。						
番号	事業名	事業目的	事業内容	事業実績	当初予算額(千円)	決算額(千円)	所管
1	(再掲) 教育支援事業 (特別支援教育の推進)	特別な支援を必要とする児童生徒を支援し、学校生活がスムーズに送れるよう状況に応じた人員の配置を行います。	・帰国子女等の転入学による言語や文化の違いを軽減するなど、学校生活全般を支援するため、必要に応じ介助員等の人的配置に対応します。	・ラオス語対応の児童については、対象児童がラオスから来日しなかったため、対象児童に対する介助員の配置はありません。 ・中国語対応の生徒に対しては、介助員の配置及び翻訳機等を購入し対応しました。	教育支援事業(報酬)の一部	教育支援事業(報酬)の一部として実施	教育委員会 事務局 学校教育課
	該当する施策の方向	(4)	・令和3年度については、ラオスから入国し、市内小学校に入学予定の児童がいることから、対象児童への介助員の配置や翻訳機等の購入を行う予定です。 ※新型コロナウイルスや入国手続きの影響により、帰国時期は未定	取組内容・結果 ・ラオス語対応の児童に対する介助員の配置はなし。 ・中国語対応の生徒に対しては1名の介助員を配置し、翻訳機を購入しました。	評価(成果) ・ラオスから対象児童の入国がなかったため、ラオス語対応の介助員配置はありませんでした。引き続き、入国手続き等の状況を踏まえながら、ハローワークを通じてラオス語対応の介助員の募集を続けていきます。 ・令和2年4月より中国語を話せる介助員を学校に配置し、対象生徒に対し、学校生活及び授業の介助を行い、学校が居心地の良い居場所になるよう努めました。		
2	市民相談事業 (外国籍住民対応)	外国籍の方が安心して暮らせるよう、相談・支援体制の充実と周知を図ります。	・日本語がわからない方が言語や文化の違いを解消し、安心して暮らせるよう、相談会の案内や、言語教室の案内などの周知を行います。	・翻訳が必要な相談はありませんでしたが、窓口でのご案内にスマホの翻訳機能を使用して対応できるようにしています。	市民相談事業の一部	市民相談事業の一部として実施	市民福祉部 市民課
	該当する施策の方向	(4)	・多言語対応の翻訳機等を使い、相談対応を行います。 ・県の国際課等が行う相談会の案内を相談室に配置するほか、ホームページで周知します。	取組内容・結果 ・必要に応じスマホの翻訳機能(アプリ)を使用した窓口対応を行うようにしました。 ・相談会の案内についても、随時周知しました。	評価(成果) ・窓口対応の際は、スマホの翻訳機能を活用し、外国籍の方に対して行政サービスへの要望にお応えできるようにしています。 ・多言語表記による相談に関するパンフレットを設置しています。 ・外国籍の方の不安やニーズをくみ取り、対応できるよう努めています。		

第3章 分野別人権施策の推進 【7 インターネットによる人権侵害】

施策の方向	(1) プライバシー侵害や悪質な誹謗・中傷などインターネットに潜む様々な人権侵害の危険性を認識し、自らの行動に反映できるように啓発を推進します。						
	(2) 学校教育において、情報化社会の利点と問題点の両面を踏まえた情報モラル教育を積極的に推進します。併せて、子どもたちを有害な情報から守るために、関係機関と連携し、家庭に対する啓発を推進します。						
	(3) インターネットを介した様々な人権侵害に迅速に対応するため、法務局や警察等の関係機関と連携して相談・支援体制の充実を図ります。						
	(4) インターネットを介した人権侵害の未然防止や規制・罰則に関しては、国の法整備の状況を注視、検証しながら対応を検討します。						
	(5) SNSなどインターネット上での誹謗中傷、嘘や誤った内容等の人権侵害に当たる悪質な投稿は、人権侵害であり、場合によっては犯罪になることを周知し、インターネットによる人権侵害を防ぐための啓発活動を行うとともに、モニタリングを実施していきます。						
番号	事業名	事業目的	事業内容	事業実績	当初 予算額 (千円)	決算額 (千円)	所管
1	ICT機器整備・情報教育 推進事業	ICT機器の整備及び機器の利活用を図り情報教育を推進するとともに、情報モラルの教育を図ります。	・情報セキュリティや情報モラルを中心としたインターネットの正しい使い方 ・情報機器の使い方のルール ・「魚沼市いじめ防止基本方針」に基づく指導・支援 ・いじめ・ネットトラブル相談窓口の運営	・スマホ・ネット利用にかかる注意事項をまとめた冊子を配布しました。 ・「パソコン利用のきまり(案)」の作成、「教育情報セキュリティマニュアル」を改訂し、各校情報担当へ説明を行いました。 ※インターネットの正しい使い方の指導や相談は職員が行うため、冊子は作り置きをしてあるため、予算額、決算額とも0。	0	0	教育委員会 事務局 学校教育課
	該当する施策の方向	(2)					
目標	・ネットトラブルに焦点を当てた研修会を開催し、各校1名以上が参加することを目標とします。 ・教育情報セキュリティマニュアルに基づいたセキュリティ監査を実施します。	取組内容・結果	・「パソコン利用のきまり」「教育情報セキュリティマニュアル」について説明を実施(計2回、延べ28名参加) ・スマホ・ネット利用の冊子を小学3年、新採用教職員へ配布(318部)	評価(成果) ・新型コロナウイルス感染症の影響により、セキュリティ監査は中止しました。 ・各校の情報担当教職員を対象とした教育情報化推進会議をリモートで開催(9月、2月の2回)し、GIGAスクール端末の利用ルール(案)の提示と教育情報セキュリティマニュアルの一部改訂について説明をとおして正しい利用について理解を深めました。 ・冊子「スマホ・ネットのトラブル解決BOOK」を小学校3年生全員と新採用・転入教職員に配布し、各学校における情報セキュリティのテキストとして活用し、情報機器を安心安全に使えるように努めました。			

第3章 分野別人権施策の推進 【8 感染症患者等】

施策の方向	(1) HIV感染症、ハンセン病、新たな感染症等に対する関心と正しい知識を深めるための啓発を推進します。						
	(2) 感染症患者や医療従事者等、また、その家族が安心して地域で暮らすことができるように、関係機関、関係団体等と連携して、相談・支援体制の充実を図ります。						
番号	事業名	事業目的	事業内容	事業実績	当初予算額(千円)	決算額(千円)	所管
1	感染症啓発	感染症患者に対する差別や偏見を解消し、感染症の正しい知識と理解を得るための啓発活動及び国県などの相談窓口を市民に周知します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター掲示 ・広報やホームページに掲載 ・小中学校や保健所等の関係機関との情報交換会の実施 ・相談先の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・「HIV検査普及週間」(6/1～6/7)に合わせたポスターの掲示 ・新型コロナウイルス感染症に起因する差別等を防止するための啓発 ・中学、高校等の養護教諭と子どもたちが直面している問題に関する情報の共有 	心の健康づくり推進事業及び感染症対策事業の一部	心の健康づくり推進事業及び感染症対策事業の一部として実施	市民福祉部健康増進課
	該当する施策の方向	(1).(2)					
	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等に感染症の情報や相談先を掲載します。 ・関係機関と連携し、感染症の知識や相談先を広く市民に周知します。 	取組内容・結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページにエイズ/HIVの検査及び相談を掲載 ・新型コロナウイルス感染者に対する人権への配慮及びワクチン接種者への差別的対応の防止を呼びかけ(ホームページ、市報臨時お知らせ版) ・中学校及び特別養護支援学校の養護教諭との情報交換会(リモート開催 1回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭との情報交換会において子どもの抱える問題について情報の共有を図るとともに、各学校での思春期教育の中では性及び性感染症に関する正しい知識の普及を図りました。養護教諭からは家庭環境等が様々な生徒一人ひとりへの対応が難しく感じてはいるが、同じ立場で話し合える場があることは非常に役立つという声が聞かれました。 ・新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種に関して、感染者や接種の有無によって差別的、不当な扱いを防止する啓発を行いました。 ・今後も、感染症が人と人とのつながりを断つことにならないよう、正しい知識と情報の発信に努めます。 		

第4章 計画の推進にむけて

1 計画の推進体制整備について							
2 関係機関等との連携について							
番号	事業名	事業目的	事業内容	事業実績	当初 予算額 (千円)	決算額 (千円)	所管
1	人権施策推進会議	市民の人権が尊重されるように、市の人権施策の連絡調整及び総合的な推進を図ります。	・推進会議と専門部会を開催し、人権施策の着実な実施に向けて人権施策の進捗状況管理と評価を行います。 ・市職員研修について内容等を協議し、研修を実施します。	・人権教育・啓発推進事業実施計画により、事業の進捗状況の確認や、評価を行いました。 ・職員向け人権・同和問題研修会の内容について協議を行いました。	人権啓発事業の一部	人権啓発事業の一部として実施	市民福祉部 市民課
	目標	・全庁的に人権課題や人権問題に関する情報を共有し、事業の進捗状況を管理・評価することで、それぞれの事務事業が施策の方向と結びついているかを確認します。 ・推進会議において、全体評価を行い年度ごとの評価をまとめることで、推進計画の方向性を確認し、次期計画の策定や見直しに活用します。	取組内容・結果 ・実施計画により事業の進捗状況や確認を行いました。 ・外部評価のための組織である「人権施策懇話会」に参加しました。	評価(成果) ・書面会議を含めて専門部会を3回、推進会議を2回行い、進捗状況の確認や評価を行いました。 ・近年、人権について配慮すべき点が増えている中、市民に不快な思いをさせることがないように、職員研修の内容について協議しました。 ・有識者や市民等、外部から人権施策の検証や評価を行うため「人権施策懇話会」を設置し、会議を実施しました。			
2	人権施策懇話会	市民の人権が尊重されるように、市の人権施策について外部委員による評価、施策の確認及び施策推進に向けての意見提出を行います。	・人権施策の着実な実施に向けて、実施計画の外部評価を行います。 ・実施計画を確認し、人権施策への意見提出を行います。	・人権教育・啓発推進事業実施計画により、事業の進捗状況の確認や、評価を行いました。	160	36	市民福祉部 市民課
	目標	・懇話会で、年度ごとの評価、確認及び意見提出を行うことで、市民の意見を次年度実施計画や次期推進計画に反映させます。	取組内容・結果 ・人権施策推進会議専門部員も交えて、人権教育・啓発推進事業実施計画、実績を確認し、委員それぞれの立場で意見交換し、外部評価としました。	評価(成果) ・有識者や市民等、外部から人権施策の検証や評価を行うため「人権施策懇話会」を設置することができました。 ・書面会議を含めて会議を2回行い、市の人権教育・啓発推進事業の進捗状況の確認を行うことができました。 ・市の人権施策に対して、外部の意見評価をいただくことができました。			

	相談体制の充実及び関係機関との連絡調整	市民の人権が尊重され安心して生活ができるように相談支援や関係機関との調整を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民相談センターにおいて人権に関わる相談に対応し、必要に応じて人権擁護委員、民生委員や関係機関と連携しながら問題解決に努めます。 ・人権擁護委員、行政相談委員とともに出張相談(年8回)を行い、地域の相談支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話や来庁による相談に応じました。 ・新型コロナウイルス感染症対策のため3月の出張相談が中止となりましたが、7回実施することができました。 	市民相談事業の一部	市民相談事業の一部として実施	
3	<p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談を受けた案件はすべて受理し、問題の完結を相談案件のうち85%以上にします。 R2年度 相談延べ件数 1,024件 相談実件数 632件 完結件数 446件 (完結率 70.6%) 	<p>取組内容・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R3年度 相談延べ件数 1,036件 相談実件数 692件 完結件数 580件 (完結率 83.8%) 目標達成率 98.6% 	<p>評価(成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話や来庁による相談に応じました。件数はわずかですが、メールによる相談にもお答えしました。 ・相談の完結に向けて、必要に応じて関係機関と連携し、対応することができました。 ・南魚沼人権擁護委員協議会、行政評価事務所の方針により3月の出張相談が中止となりましたが、それ以外は各地域での出張相談を実施し、相談をお受けしました。 ・前年度に比較し、完結率が向上しました。 				市民福祉部 市民課